- 1. 件名:福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(変形燃料貯蔵ラック及び収納缶の設置)に係る面談
- 2. 日時: 令和元年11月21日(木) 10時05分~11時40分
- 3. 場所:原子力規制庁9階会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 山中係員、髙木技術参与

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名

5. 要旨

- 〇東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画変更認可申請(変形燃料貯蔵 ラック及び収納缶の設置)について、資料に基づき以下の説明があった。
 - ▶ 25 体ラック設置後の使用済燃料共用プールの遮へい水深について
 - ✓ ラックに収納されている使用済燃料を線源とするプール水面の線量率は、 既認可の使用済燃料貯蔵ラック(49体)の評価に包絡されるため、水深 の遮へい能力は十分に確保される

○原子力規制庁から、

- ▶ 25 体ラック設置後の使用済燃料共用プールの遮へい水深について
 - ✓ 既評価の範囲内であることをラックの寸法、配置及び水深等の幾何学的な寸法関係等を示すなどにより定量的に説明すること
- > その他
 - ✓ 前回説明があった25体ラックの臨界評価において、無限体系で評価しているが、周囲を90体ラックに囲まれている場合と比較して、どちらが厳しい評価となるのか説明すること
 - ✓ 当方からのコメントに対する説明と収納缶及び吊具の構造・強度等について、引き続き準備でき次第説明すること

等を求めた。

6. その他

資料:・使用済燃料貯蔵ラック(25 体)設置後の使用済燃料共用プールの水深に 係る遮へい評価書

以上